

6 田監第 67 号  
令和 7 年 2 月 28 日

田村市長 白石 高司 様  
田村市議会議長 大橋 幹一 様  
田村市教育委員会教育長 飯村 新市 様  
田村市選挙管理委員会委員長 白石 富博 様  
田村市農業委員会会長 佐藤 伸夫 様

田村市監査委員 郡 司 健 一

同 大和田 博

令和 6 年度定期監査の結果報告について（通知）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

## 定期監査結果報告

### 1. 監査の種類

地方自治法第199条第4項、田村市監査委員条例第3条の規定に基づく監査

### 2. 監査の執行者

田村市監査委員 郡 司 健 一

田村市監査委員 大和田 博

### 3. 令和6年度定期監査の実施日及び対象について

月日	対象課所名	監査場所
10月28日(月)	議会事務局・監査委員事務局・会計課・総務部総務課 農業委員会事務局・総務部財政課・総務部企画調整課	田村市役所 第1委員会室
10月29日(火)	市民部市民課・市民部税務課・市民部生活安全課 市民部環境課・保健福祉部社会福祉課・保健福祉部こども未来課 保健福祉部保健課	
10月31日(木)	保健福祉部高齢福祉課・産業部農林課・産業部商工課 産業部観光交流課・建設部建設課	
11月1日(金)	建設部都市計画課・教育部教育総務課・教育部学校教育課・教育部生涯学習課・総務部DX推進室・選挙管理委員会事務局	
11月6日(水)	上下水道局上下水道課・滝根行政局・大越行政局 都路行政局・常葉行政局	

### 4. 監査の範囲

- ・令和6年4月から令和6年9月までに実施した事務事業について
- ・財務会計（歳入・歳出）事務の取組状況について
- ・公共団体等の事務局及び事務従事の削減に向けた取組状況について

### 5. 監査の着眼点

- ①財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているか
- ・財務会計（歳入・歳出）事務の取組状況について
  - ・委託料、工事請負費等契約の取り扱い事務について
  - ・公共団体等の事務局及び事務従事の削減に向けた取組状況について

### 6. 監査の方法

- (1) 事前に提出のあった資料により、令和6年度（令和6年4月～9月）上半期の「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」が「適正かつ効率的に行われているか」について、所管課等から説明を聴取した上で、質疑形式による監査を実施した。

- (2) 令和6年度(令和6年4月~9月)上半期に実施された例月現金出納検査時に、指摘・指導事項として報告のあったものについて、各課所等から説明を聴取した上で、質疑形式による監査を実施した。
- (3) 各課所等が関わる公共団体等の事務局において、出納事務(現金取扱)等が適正・的確に実施されているかについて、所管課等から説明を聴取した上で、質疑形式による監査を実施した。
- (4) 監査の結果、指摘事項等があれば監査委員から改善、検討を指示した。また、監査委員から講評を行った。

## 7. 監査の結果及び意見

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、総体的に概ね適正に処理されていると認められた。

業務の電子化が定着し、効率化が図られる一方で、容易に伝票起票ができることで基礎的な知識や業務内容の理解、確認作業が十分に行われていないと思われる。

基礎的な知識の向上、業務内容の理解を高め、今後の事務の執行に期待する。

一部に是正・改善を要する事項が認められたので、内容を十分に理解し、それぞれ必要な措置を講じられ、適正な事務処理に努められたい。

なお、事務処理上検討又は留意すべき点で軽微なものについては、監査の過程でその都度、口頭にて指導した。

歳入事務について、収入未済の縮減は、健全な財政運営、市民負担の公平性や歳入の確保という視点からも重要な課題である。

滞納された市税や保険料、使用料、貸付金、返還金など最終的に収入できないまま時効や不能欠損処理に至ることは、本来市の歳入となるべきものを失う財政的損失である。

市民間の公平性を保ち、納付意識を削ぐことがないように、督促等を含め事務処理を適切に行い、時効や不能欠損に至るまでの徴収努力を怠ることなく取り組んでいただきたい。